

第  
4081  
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2010年)平成22年 9月13日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 住宅エコポイントに係る消費税の取扱い

**Q**：住宅エコポイントが始まっていますが、住宅エコポイントの消費税の取扱いはどのようなになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

今年の3月8日から、住宅エコポイントの申請が始まっています。

住宅エコポイントは、一定の基準を満たす住宅を新築又はリフォームした場合にポイントがもらえ、商品や追加工事をした場合にそのポイントが使えるというもので、1ポイント1円に換算した代金がエコポイント事務局(国)から工事施工業者に支払われる仕組みになっています。

消費税は次のように取り扱われます。

#### ① 工事施工業者の処理

工事施工業者は、追加工事代金の全額(ポイント相当代金も含みます)を課税売上として計上します。そして、エコポイント事務局から支払を受けるエコポイント相当額を未収入金で計上し、そのポイント相当代金が入金されたときに未収入金を減らします。

売掛金××× / 売上高×××

未収入金×××

↓

現金預金××× / 未収入金×××

#### ② 買主の処理

買主は、総工事代金からポイント代金を差し引いた金額、つまり実際に支払った金額が課税仕入れの金額となります。

